

令和5年第2回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和5年12月20日(水)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和5年12月20日(水) 14時38分宣告
4. 閉会(閉議) 令和5年12月20日(水) 16時56分宣告
5. 出席議員
 - 1番 川本 息生 6番 西尾 幸太郎 11番 古濱 正之
 - 2番 石橋 良行 8番 池田 賢治 14番 石田 茂春
 - 3番 田中 一隆 9番 前田 芳樹
 - 5番 村上 謙武 10番 仲吉 正
6. 欠席議員
 - 4番 村尾 茂樹 12番 吉田 雅紀
 - 7番 松新 俊典 13番 須山 隆
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池田 高世偉	隠岐島前病院事務部長	中尾 清司
副広域連合長	内田 伸治	隠岐病院副院長	齋藤 英典
同	川崎 康久	同 事務部長	野津 信吾
事務局長	齋賀 光成	同 総務課長	山崎 章
総務課長	和田 哲也	同 経営課長	原 幸一
介護保険課長	藤野 実	消防長	田中井 和幸
		消防総務課長	佐々木 肇
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	藤野 則子	書記	高井 美雪
--------	-------	----	-------
9. 会議録署名議員
 - 5番 村上 謙武 6番 西尾 幸太郎
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目

議第30号	公の施設の指定管理者の指定について(隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」)
議第31号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議第32号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議第33号	隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

議第34号 隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第35号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

議第36号 令和5年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)

議第37号 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第38号 令和5年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第4号)

議第39号 令和5年度消防事業特別会計補正予算(第3号)

- | | |
|---------------|-------------|
| 13. 選挙の経過 | なし |
| 14. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 15. 常任委員の選任 | なし |
| 16. 議会運営委員の選任 | なし |
| 17. 傍聴者 | なし |

議事の経過

○議長（石田 茂春）

皆さん、こんにちは。臨時議会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

一昨日から本格的な冬景色になってまいりましたが、また本日夕方から第2の寒波が到来すると言われております。皆様方におかれましては、年末のご多忙のところご参集いただき、ありがとうございます。

さて、本臨時会の内容につきましては、後刻連合長から説明されることと思いますが、議員各位の慎重審議をいただきまして、適正にして、妥当な議決に到達いたしますようお願いいたします。

《開 会》 号 鈴

直ちに本日の会議を開きます。

(開議宣告14時38分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「5番・村上謙武」議員、「6番・西尾幸太郎」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2. 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 12 月 20 日、1 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、12 月 20 日、1 日間と決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

日程第 3. 「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙 1 「諸般の報告書」を参照いたします。

一件ご報告申し上げます。去る 10 月 11 日から 13 日にかけて、私と総務消防常任委員会委員 5 名、事務局総務課長、企画財政係長及び議会事務局長の 9 名で、フェリー「しらしま」後継船建造にかかる行政視察として、愛媛県八幡浜市の宇和島運輸株式会社に出かけました。詳細につきましては、2 月定例会にて総務消防常任委員長より報告をいたします。

日程第 4. 議案上程

日程第 4. 「議案上程」の件を議題といたします。

議第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット）」から、議第 39 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」までの 10 案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、10 案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 番外 池田広域連合長

令和 5 年第 2 回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第 2 回議会臨時会を招集させていただきましたが、ご出席賜り誠にありがとうございます。

早いもので、令和 5 年も残すところあと僅かとなり、寒さも一段と増してまいりましたが、皆さま方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後、隠岐 4 町村及び島根県においても様々なイベントなどが再開されるようになり、観光振興の活性化とともに、地域に活気が戻りつつあります。他方、物価高騰による生活への影響から、全国的な賃上げの動きが加速していくとともに、各分野において人員不足による事業縮小が迫られるようになってまいりました。

隠岐広域連合においても医療従事者不足への対応はもとより、今後は隠岐広域連合が関連する隠岐航路事業など、事業全体に対する人員確保対策を構成団体と協働して強力に取

り組んでまいり所存でございます。議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、今臨時会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」の運航につきましては、隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定に基づき、隠岐汽船株式会社を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

次に議第 31 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国の「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」が改正されましたので、一般職の任期付職員の給料表及び期末手当の支給率を国に準じて一部改正するものであります。施行日は、公布の日からとし、給料表及び期末手当の支給率に関する改正は令和 5 年 4 月 1 日から適用し、期末手当の支給割合の配分に関する改正の施行日は令和 6 年 4 月 1 日とするものであります。

次に議第 32 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、一般職の職員の給料表及び期末手当の支給率を国に準じて一部改正するものであります。施行日は、公布の日からとし、給料表及び期末手当の支給率に関する改正は令和 5 年 4 月 1 日から適用し、期末手当の支給割合の配分に関する改正の施行日は令和 6 年 4 月 1 日とするものであります。

次に議第 33 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、会計年度任用職員の給料表を国に準じて一部改正するものであります。施行日は、公布の日からとし、給料表に関する改正は令和 5 年 4 月 1 日から適用するものであります。

次に議第 34 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

病診一元化に伴い、隠岐の島町が設置している訪問看護ステーションを隠岐病院へ移管することとなったことから、所要の改正を行うものであります。施行日は、令和 6 年 4 月 1 日とするものであります。

次に議第 35 号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」についてご説明申

上げます。

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、隠岐広域連合火災予防条例について所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年1月1日とするものであります。

次に、議第36号「令和5年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、給与改定に伴い人件費を338万7,000円増額し、一般管理費において、電気料金の高騰及び財務会計システム用パソコンの修理に伴い、需用費を23万4,000円増額するものであります。歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ362万1,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ3億7,745万5,000円とするものであります。

次に、議第37号「令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、給与改定に伴い人件費を114万3,000円増額し、一般管理費において、電気料金の高騰に伴い、需用費を10万5,000円増額するものであります。歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ124万8,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億1,329万4,000円とするものであります。

次に、議第38号「令和5年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、医業費用において、給与改定に伴い給与費を4,094万7,000円増額し、電気料金の高騰に伴い、経費を3,341万3,000円増額するものであります。補正予算第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を増額するものであります。

次に、議第39号「令和5年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、給与改定に伴う増と職員2名の退職に伴う減の差引により人件費を1,048万4,000円を増額し、令和6年度新規採用予定者2名増による貸与品の購入に伴い、需用費を増額し、携帯無線機の購入中止に伴い、備品購入費を320万9,000円減額するものであります。また、事業費においては、島前分署施設整備費を事業内容及び工事スケジュールの変更に伴い5,840万円減額し、海士出張所施設整備費を建設予定地の変更に伴い2,070万7,000円増額するものであります。歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ2,901万9,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ8億8,318万9,000円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 質疑

日程第 5. これより「質疑」を行います。

議第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット）」から、議第 39 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」までの、10 案件について質疑を行います。

最初に、議第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット）」についてご説明をさせていただきます。

現在の指定管理期間が令和 5 年度末をもって終了することから、令和 6 年度からの指定管理者を指定するものでございます。施設の名称はフェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」でございます。指定の期間でございますが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間としております。これは、レインボージェットのエンジン交換サイクルが 1 サイクル 4 年となっていることから、このように設定をしているところでございます。

指定管理者の候補者でございますが、隠岐汽船株式会社を選定委員会にて選定いたしました。候補者の選定方法についてでございますが、公募によらないものとして、非公募としました。非公募の理由につきましては、資料の 1 から 5 に記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。選定の経過でございますが、1 から 3 に記載のとおりでございますが、選定委員会を令和 5 年 11 月 30 日に開催をしております。選定の方法は、選定委員会において、提出書類の審査と申請団体へのヒアリングを行い、評価項目に基づく評価を行いました。選定委員会は、構成団体の担当課長を中心に構成し、島根大学法文学部人文社会科学研究所の飯野公央教授に委員長に就任をしていただいております。評価の概要でございますが、総合評価点、66.8 点でございます。

評価の詳細でございますが、選定基準は 100 点満点中 61 点以上で、各項目に対する委員の平均点は、資料にございますとおり、66.8 点でございます。これは選定基準をクリアしておりまして、このことから、隠岐汽船株式会社を指定管理者候補者として選定をしたところでございます。

評価の総評を記載しておりますが、これまでの施設管理運営の実績と、安全運航への取

組、利用者増を図るための観光戦略、ICTの利活用への取組を評価するとして一方、深刻化している人員不足に対し、関係機関と連携した取組の推進を要望としてございます。また、留意点としまして、安全管理に関する規定等の整備等、収支計画の見直しを挙げてございます。経営環境がますます厳しくなることが想定される中、関係機関が連携を図りながら、フォロー体制、仕組みづくりを行い、隠岐航路の安定的な確保維持につなげていくことを要望するといった総評でまとめてございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第30号について質疑はございませんか。

○9番（前田 芳樹）

この議案に反対する訳ではないですけど、指定管理選定についての異論を申し上げることはありません。ただこの新しらしまは、2026年に更新されて新たになるという予定ですけども、所管の委員会の委員の方々は当然承知してはいますが、その他全議員にやっぱり意見を聞く機会だとか無いようですけど、今後いずれ承認議決をする事態がある訳ですから、そういう時のために、少し説明なんかを全議員向けにしたほうがいいんじゃないかと思います。いかがですか。

○番外（齋賀事務局長）

しらしま後継船につきましては、現在隠岐航路振興協議会等々で、次期船の建造にあたっての検討を開始したところでございますので、順次必要に応じて、議会報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（石田 茂春）

前田議員、いいですか。

○9番（前田 芳樹）

ごめんなさい。フェリーおきとレインボーに関する議案でしたね。ちょっとそこら辺を勘違いしておりました。失礼しました。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○6番（西尾 幸太郎）

手元に資料があったらいいんですけど、この指定管理者の評価ですね、前回の評価は何点だったのか、もし手元にあったらあれなんですけど、もしなければ後ほど資料として提出していただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○番外（齋賀事務局長）

大変申し訳ございません。手元に用意をしておきませんので、後ほど資料配付させていただきます。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 31 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 33 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件につきましては、関連がありますので一括して質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 31 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」から議第 33 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件について、ご説明申し上げます。

これら 3 案件は、令和 5 年度、人事院勧告に基づき、国家公務員等の給料表及び一時金の支給率の引き上げが行われたことを踏まえ、隠岐広域連合におきましても、国及び構成団体の状況を参考に、関係職種の給料表及び一時金の支給率を改定するものでございます。

まず、議第 31 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、先ほどご説明申し上げたとおり、「一般職の任期付職員の給与の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正」を参考に、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、特定任期付職員給料表の各号給を 4,000 円から 9,000 円引き上げ、期末手当の支給割合を 0.1 月引き上げるものでございます。施行日は公布の日からとし適用は令和 5 年 4 月 1 日、支給割合の配分に係る改正は、令和 6 年 4 月 1 日からとするものでございます。

次に、議第 32 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、条例改正の概要は、こちらも同様に、国の法改正を参考に、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、給料表の高卒程度に係る初任給を 1 万 2,000 円、大卒者に係る初任給を 1 万 1,000 円引き上げ、これを踏まえて若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を段階的に減らす形で引き上げ、期末勤勉手当の支給割合を、正規職員は 0.1 月、再任用職員は 0.05 月引き上げるものでございます。施行日は公布の日からとし、適用は令和 5 年 4 月 1 日、支給割合の配分に係る改正は、令和 6 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、議第 33 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、条例改正の概要は、こちらは正規職員の給料表の改定を参考に、所要の改正を行うものでございます。条例改正の要点は、給料表につきまして、会計年度任用職員に適用する給料表を正規職員に準じて所要の改正を行うものでございます。施行日は公布の日からとし、適用は令和 5 年 4 月 1 日とするものでござ

ございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 31 号から議題 33 号までの 3 案件について質疑はございませんか。

○2 番（石橋 良行）

これ異議を申し上げる質問ではないんですけど、議案書の 2 ページの第 2 条の 100 分の 125 と、或いは 100 分の 175、この次の「を」はいらぬんじゃないかなと思ったんですけど、「を」がここにあるのはちょっと議案書としておかしいなと思って、確認した方がよろしいんじゃないですかという質問です。

○番外（齋賀事務局長）

2 ページ、第 5 条第 2 項中のところでございますね。これにつきましては、そのかぎ括弧からかぎ括弧が二つございます。100 分の 120 というところから、100 分の 175 かぎ括弧 2 つのところまでを指している文書でございますので、ここに「を」がないといけぬということでございます。

「100 分の 120 とあるのは 100 分の 165 とし、100 分の 125 とあるのは 100 分の 175」を、この文章を「100 分の 122. 5 とあるのは 100 分の 170」、これとこれをということですよ。ちょっと読みづらいんですがここには「を」が必要でございます。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 34 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 34 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

条例改正の概要でございますが、令和 6 年 4 月 1 日の病診一元化に伴い、現在隠岐の島町が設置をしております訪問看護ステーションを隠岐病院に移管することとなったことから、所要の改正を行うものでございます。条例改正の要点は、病院組織の地域連携部の下に訪問看護ステーションを追加するものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日とするものでございます。なお、病診一元化に係る各種条例については、令和 6 年第 1 回議会定例会に提出する予定としております。島根県に対する訪問看護ステーションの指定申請手続きが 2 月中となっていることから、この条例のみ本臨時会に提出をするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 34 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 35 号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（田中井消防長）

議第 35 号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

条例改正の内容ですが、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造、及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、隠岐広域連合火災予防条例について所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、(1)変電設備については、キュービクル式以外の変電設備について、建築物等の部分との間に換気点検及び整備に支障のない距離を保つこと。(2)急速充電設備は全出力の上限を撤廃し火災予防上必要な措置を講ずること。(3)蓄電池設備は蓄電池容量を用いて区分することとし、一定の蓄電池容量規制の対象から除外するほか、所要の規定を整備すること。(4)喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするほか、所要の規定を整備すること。(5)厨房設備は固定燃料を用いた厨房設備の離隔距離の規定を整備すること。(6)火を使用する設備等の届け出の対象から蓄電池容量が 20 キロワット以下の蓄電池設備を除外するとなっております。施行期日については、令和 6 年 1 月 1 日から施行いたします。改正の詳細については、新旧対照表をご参照ください。説明以上でございます。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 35 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 36 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 36 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」についてご説明を申し上げます。

まず、歳出についてでございますが、総務費・総務管理費・一般管理費、超高速船フェリー管理費、仁万の里管理費等々につきまして、総額 362 万 1,000 円を増額するものでございます。増額の主な内容でございますが、給与改定等々に伴いまして、給料、職員手当

等、共済費、負担金補助及び交付金を増額するものでございます。また、一般管理費につきましては、電気料金の高騰、財務会計システム用パソコンの故障による修繕等々により、需用費を23万4,000円増額するものでございます。

歳入についてでございますが、歳出の増額に伴いまして、分担金及び負担金において、構成団体負担金を増額し、諸収入において、雑入を増額するものでございます。こちらは、仁万の里派遣職員の人件費負担金を、「博愛」から徴収をするものでございます。

総括についてでございますが、歳入歳出それぞれ362万1,000円を増額し、補正後の予算総額を3億7,745万5,000円とするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第36号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第37号「令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第37号「令和5年度隠岐広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございますが、総務費・総務管理費におきまして、124万8,000円を増額するものでございます。一般管理費について、給与改定に伴いまして、報酬、給料、職員手当、共済費、負担金補助及び交付金を増額するものです。また、電気料金高騰に伴いまして、需用費を10万5,000円増額するものでございます。

歳入についてでございますが、歳出の増額に伴いまして、分担金及び負担金について、構成団体の負担金を増額するものでございます。

総括でございますが、歳入歳出それぞれ124万8,000円を増額し、補正後の予算総額を35億1,329万4,000円とするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第37号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第38号「令和5年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（野津隠岐病院事務部長）

議第38号「令和5年度病院事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして詳細説明を申し上げます。

内容につきましては、先ほどの職員の給与に関する条例等の一部改正により、給料表及

び期末勤勉手当の支給割合を変更し、給料、手当、報酬、法定福利費及び退職給与費を増額するものでございます。また、3日・経費・光熱水費におきまして、電気料金高騰により増額をするものでございます。詳細資料につきましては、資料2「議案に関する参考資料」をご用意いただければと思います。

経費につきましては、電気料金の単価の高騰や、また使用量がこの夏大幅に上回ったということが主な要因となります。この理由につきまして、予算案の作成時期というのが令和4年の11月でございますので、令和3年の実績をベースに、令和5年の予算を作っております。その関係でこちらに書いてありますように、令和4年度上半期の上昇率を加味して、ご覧のとおり当初予算は5,714万4,000円を計上しております。その後ご承知のとおり、電気料金等がどんどん上がってまいりまして、(2)のところは令和5年度の電気料金の予測ということで、9月までの実績、また10月から3月までの見込みのものを示しております。ご覧のとおり、金額といたしましては9,055万7,000円を予算計上させていただいたところでございます。

以上の理由によりまして、一番下の補正額としましては、3,341万3,000円を補正させていただきたいというものでございます。また今回支出だけの補正予算を提出させていただいておりますが、令和6年2月に予定されております定例会におきまして、決算を見込んだ補正予算案の中で、収入の方は出ささせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第38号について質疑はございませんか。

○6番（西尾 幸太郎）

電気代については値上げがあって、基本的にはどの程度になるか予測がつかないから補正対応しようという方針であったということはわかるんですが、質問ではないんですけど、比較資料として予算編成時の令和3年度の各月毎の電気使用料及び電気料と、令和4年度の電気使用料と料金がどの程度で推移したのかっていうのを、あわせて資料提出していただかないと。ただし、令和5年度の使用量が前年度前々年度と比較してどのような推移になっているかっていうのは比較できないので、これは認めるべき予算だというふうな考えではあるんですけど、その辺の比較資料はきちんと議会の方に提出した上で検討していきたいなというふうに思いますので、今後もしこういったことがある場合は、前年度前々年度と比較してどうなのか比較できる資料を合わせて提出していただけたらと思うんですけど、そこらの考え方を聞かせてください。

○番外（野津隠岐病院事務部長）

ご質問にお答えいたします。実は手持ち資料には、エクセルシートで平成30年から令和5年度までの予算と補正、実績額みたいなものの資料を作っておりますが、ちょっとすぐにお示しできるものかどうかも含めて、と思っておりますが、多分そういうものでよければ、すぐ提出できると思っております。

○6番（西尾 幸太郎）

議会が終了してからも良いので、資料として配布していただきたいと思います。

○番外（野津隠岐病院事務部長）

はい。承知いたしました。

現在まとめておりますのが、実績の使用料が年間のものになっておりますけれども、そういう年間で比較したものでよろしければ、この資料を配布したいと思いますよろしいですか。

○6番（西尾 幸太郎）

はい。

○議長（石田 茂春）

すぐ印刷して、対応してください。

他にございませんか。

○8番（池田 賢治）

関連して今の電気料金の件ですけれども、3,340万円の電気料が非常に高額で、これが年度末にまた決算赤字に繋がるということが残っているわけですが、ただ、先ほど一般会計と介護保険も需用費で電気料金の増額の補正が上がっております。その隠岐病院だけが令和3年度の実績を基本にして、こういう3,300万円の今回補正をしないといけん結果が出てきたのか、他の会計もこういうふうに令和3年度の実績で当初予算に上げておったのか。言いたいことは、当初予算の編成時に、病院をはじめ各一般会計特別会計もその辺の変動的な燃料費とかこういう電気代とかですね、統一した考え方で予算を上げてこない、一方は10万円ちょっとで済んだけれども、一方は3,000万円かかったというふうな補正になってきますので、その辺はやっぱり当初予算の予算編成の時に、みんな同じような考え方でやらないとまずいんじゃないかなと思うんですけど、一般会計と介護保険は、今回補正予算上がってますが、これはどういうふうな形で、同じ病院と同じ形でやられてるのですか。

○番外（齋賀事務局長）

広域連合の当初予算の編成に当たりまして、概ね10月頃に次年度予算の編成方針を各会計共有するようしております。その段階で、こういった燃料費等々については、過去1年分ということですので、令和5年度当初予算を作成する場合には、令和3年度から令和4年度の間の実績を踏まえて、予算を組むというような方針で統一をさせていただいております。

○8番（池田 賢治）

わかりました。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○10番（仲吉 正）

今の電気料金の話が議論されているわけですが、私たちも経験したことのないような物価高の時代を迎えまして、事務局の方でも予算編成等は大変だと思います。やはり今いろいろ議員からもありましたですけど、こういう時代に補正予算で対応していくことはなかなか難しいところがあるでしょうから、今度当初予算におきまして、各一般会計特別会計見まして、国の状況等を勘案して積算していただければ私はそれで十分だと、内容が十分かどうかわかりませんが、日本中各会計はそういう状況ではないかと思えますから、この物価高等を勘案して、慎重に当初予算で対応していただきたいと思えます。これは私の意見として申し上げます。

○議長（石田 茂春）

執行部の皆さん、当初予算でしっかりと対応してください。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第39号「令和5年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（田中井消防長）

それでは、議第39号「令和5年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」について、歳出からご説明いたします。

1款・総務費・1目・一般管理費におきましては、職員2名の退職に伴う人件費の減額と給与改定に伴う人件費の増額があり、2節・給料は169万1,000円の増、3節・職員手当等は851万6,000円の増、4節・交際費は12万4,000円の増、18節・負担金補助及び交付金は15万3,000円の増、10節・需用費ですが、職員の退職に伴い、次年度の新規採用者の貸与品の購入が139万9,000円の増額となっております。17節・備品購入費ですが、来年度から3か年で整備する通信指令台、消防救急デジタル無線機器更新に合わせて、携帯無線機も更新することとなったため、320万9,000円を減額するものでございます。従って、総務費合計は867万4,000円を増額いたします。

続いて、2款・事業費ですが、1目・島前分署施設整備費ですが、庁舎の配置造成計画の変更や工事のスケジュール変更等に伴い、12節・委託料は375万円の増、14節・工事請負費は6,215万円を減額いたします。内訳については、説明欄のとおりでございますが、庁舎整備の詳細については、後ほど説明をいたします。

次に2目・海士出張所施設整備費ですが、建設予定地や面積の変更等により、12節・委託料を2,070万7,000円増額いたします。従いまして、事業費合計は3,769万3,000円を減額いたします。

続いて歳入ですが、1款・分担金及び負担金・1目・消防事業負担金ですが、構成団体

負担金を 867 万 4,000 円増額いたします。負担金の内訳については、説明欄の表のとおりでございます。2 目・施設整備負担ですが、構成団体負担金を 3,769 万 3,000 円減額いたします。内訳については説明欄のとおりでございます。

総括ですが、歳入歳出ともに 2,901 万 9,000 円を減額いたしまして、補正後の予算を 8 億 8,318 万 9,000 円とするものでございます。

続きまして、庁舎整備に関する詳細説明をいたします。初めに隠岐島消防署島前分署整備についてご説明いたします。このたびの補正予算に係る部分及びスケジュールの遅延により、令和 5 年 10 月現在に確定している事業について説明をいたします。スケジュールの遅延の主な理由でございますが、将来的な敷地の活用について、西ノ島町と協議した結果、庁舎配置に変更が生じ、土砂災害特別警戒区域への対応や、津波浸水区域の対応等により、造成計画に変更が生じたことが主な理由でございます。

1.造成工事及び庁舎配置についてですが、(1)庁舎配置造成計画に変更が生じ、敷地面積 3,500 平米と当初よりは大きくなっております。(2)背後の急傾斜地の土砂災害特別警戒区域や法面からの湧水への対応、(3)津波浸水区域であり、造成用の盛土の確保が必要となっております。

2.の事業費ですが、令和 5 年 10 月現在確定している事業について説明をいたします。上段から発注者支援業務については増減ありません。解体工事ですが、工事費の高騰や工事範囲の拡大により、2,695 万円の増、解体工事設計業務が追加で 250 万円の増、用地の地質調査、軟弱地盤解析、造成設計業務をまとめて一括で 625 万円の減、用地造成設計業務積算管理業務が追加で 750 万円の増、用地造成工事については、工事変更に伴い 8,910 万円の減額、合計で 5,840 万円の減額で、2 億 17 万 3,000 円とするものでございます。この部分がこの度の補正予算となっております。

続いて令和 6 年度ですが、発注者支援業務は追加で 200 万円、用地造成工事が 1 億 2,400 万円、用地造成工事積算・監理業務が 700 万円、庁舎建設工事設計業務が 4,882 万 5,000 円の減額、翌年度合計は、8,467 万 5,000 円の減額の 1 億 6,365 万円とするものでございます。

続いて令和 7 年度ですが、発注者支援業務が追加で 120 万円、庁舎建設工事が 4,050 万円の減額、庁舎建設工事監理業務については 1,300 万円、合計で 2,630 万円減額の 5 億 8,120 万円とするものでございます。総額では、2 万 5,000 円減の 9 億 4,502 万 3,000 円とするものでございます。

スケジュールですが、白抜きの矢印が令和 5 年 5 月時点の予定でしたが、薄緑の塗りつぶし矢印が現在 10 月現在のスケジュールとなっておりますので、ご確認ください。

下段の、4.の庁舎建設地ですが、図面上、上側が北方向となっております。緑の点線部分が敷地部分でございます。庁舎は南向きの配置の予定となっております。島前分署については以上でございます。

続いて、海士出張所整備についてご説明します。最初にスケジュールの遅延について説明いたします。計画敷地隣地の既存太陽光発電設備へ影響が及ぶことから、建設予定地が変更となったためでございます。

1.造成工事及び庁舎配置についてですが、(1)計画敷地では、太陽光発電設備の影響から東側敷地に変更いたしました。(2)海士町が整備する道路との調整、既存の倉庫や将来の敷地活用を考慮した造成計画に変更しております。(3)現有の電柱や防災行政無線屋外拡声子局の移設が必要となっております。

事業費ですが、令和5年10月現在のところを説明いたします。上段から発注者支援業務の増減はございません。用地造成測量、調査、設計業務をまとめて一括で1,220万7,000円増の2,500万円となっておりますが、建設予定地の面積の変更に伴う増額でございます。用地造成設計業務積算監理業務が追加で850万円の増、合計で2,070万7,000円の増額の3,467万3,000円とするもので、この部分がこのたびの補正予算となっております。

続いて令和6年度ですが、発注者支援業務が追加で200万円、用地造成工事が増減なしの4,400万円、用地造成工事積算監理業務が追加で750万円、海士町防災行政無線屋外拡声子局設備移設工事が追加で580万円、庁舎建設工事設計業務が3,435万円の減額、6年度合計は1,905万円減額の8,347万円とするものでございます。

続いて令和7年度ですが、発注者支援業務が追加で120万円、庁舎建設工事が1,580万円の減額、庁舎建設工事監理業務の追加で120万円、合計で2,600万円減額の4億4,740万円とするものでございます。総額では94万3,000円減の5億6,552万3,000円とするものでございます。

続いてスケジュールですが、島前分署同様、白抜き矢印が令和5年5月時点の予定でございます。薄緑塗りつぶしが10月現在のスケジュールとなっておりますのでご確認ください。4.の庁舎建設地ですが、図面上の上が北でございます。当初予定西側から黒矢印の東側へ建設予定地が変更となっております。以上が海士出張所整備の詳細になります。以上で説明を終わります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第39号について質疑はございませんか。

○1番（川本 息生）

島前分署の方についての質問なのですが、令和5年度の用地調査について業務としては、5月現在よりは3つの業務をまとめて測量地質調査というふうにして大幅な減額になっていると思うのですが、スケジュールの方を見ると、スケジュール自体が5月段階より大分長くなっていますが、長くなって計画されるのはどういう理由でか伺いたいと思います。

○番外（田中井消防長）

調査自体は、当初より期間は伸びております。ここで10月現在の予算でございますが、支援をいただいている建築住宅センター、また水産土木の方に支援をいただいております。

まして、現在の基準の単価で積算をした結果がこのような減額となっているのが現状でございませぬ。

○1番（川本 息生）

元の予算の段階での単価とちょっと違った感じになるのかなと思うのですが、なぜ聞いたかという、結構な額の差額が出ているかなと個人的には思います。造成工事の方の話でもあると思うのですが、その部分の差額が大きいなというふうに感じたので、予算を組まれる場合は何か事前にこの辺の話を練った上で組まれると、差額がなくて済むかなというふうに感じたので質問させていただきました。

○番外（田中井消防長）

5年度当初の予算でございませぬが、庁舎建設工事等もそうなのですが、当時の直近での庁舎の平米単価をもとに、概算ではじいたのがこの金額になりまして、この用地調査業務というのをしっかりとした根拠があつてはじいた積算金額にはなっておりませぬ。ですので、現在のこの10月現在の金額が、直近の確定した金額となっていると思つていませぬ。

○1番（川本 息生）

ありがとうございます。

○議長（石田 茂春）

他にございませぬか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めませぬ。

以上で質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。ただいまから、議第30号指定管理者候補の昨年度の評価表と、先ほどの隠岐病院の光熱費について、資料配布いたします。

（本会議休憩宣告15時49分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告15時50分）

先ほど2枚の資料を配布いたしました。これについて何か質疑があれば受けませぬ。

○6番（西尾 幸太郎）

指定管理の評価の方は、評価点が上がつていませぬので、改善されてる部分が見られたということによかつたなと思つていませぬ。

隠岐病院の電気料の件なんですけど、やはり使用量のところを見ていませぬと、今年度は例年と比べて、電気の使用量自体はやっぱり上がつていませぬ部分がありますので、このところは経営の会議の中で、どういった要因で電気使用量が上がったのかつていませぬところは、分析してもらつて、もちろん医療に関わることですので、無理な節電をしろとは言わなかつたけど、ただ、経営の方にも関わつてくるので、無駄な使用量があつたかなかつたかという分析もしていただきたいと思つていませぬ。

○番外（野津隠岐病院事務部長）

病院の方でも、毎月経営改革の推進会議で、2ヶ月遅れなんですけれども、実績だったり経営の状況等の説明をして、各管理職から意見をいただいております。今年度の電気量につきましては、ご承知のとおり、やはり記録的な猛暑ということで、要は一定程度の電気使用量を超えてしまうと、前年のものを超えた時点で単価が上がってしまうということがあって、もうこれがどうしても抑えられないというか、一旦上がってしまうとこれが1年間続くというような、仕組みになっておりますので、この点で非常に単価の方も上がりましたし、使用量も上がったというところで、ダブルパンチというような状況です。意識はしているのですが、今年度についてはどうしても抑えられなかったというのが現状でございます。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

日程第6. 討論

日程第6. これより「討論」を行います。

議第30号「公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット）」から、議第39号「令和5年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」までの10案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、討論を終わります。

日程第7. 採決

日程第7 これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第30号「公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって 議第30号「公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット）」については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 31 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 35 号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 31 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 35 号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」までの 5 案件については原案のとおり可決されました。

次に、議第 36 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」についてから、議第 39 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算(第 3 号)」までの 4 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 36 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」についてから、議第 39 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算(第 3 号)」までの 4 案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 1 5 時 5 7 分)

○ 番外 池田広域連合長

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、指定管理者の指定案 1 件、条例改正案 5 件、補正予算案 4 件を上程させていただきましたが、原案とおりの可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

いよいよ本会をもって一年が終了いたしますが、次年度には隠岐の島町における病診一元化がスタート、島前海士消防庁舎の用地造成工事、そして引き続き医療従事者不足など、まだまだ課題が山積みとなっておりますが、議員の皆様方と協力のもと広域連合の事業に取り組んでまいりたいと存じますので、お力添えをお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、ご健勝にて、ご家族の皆様、地域の皆様、おそろいの上、穏やかな新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長(石田 茂春)

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会には、指定管理者の指定、条例の一部改正、各会計の補正予算など、当面する広域連合の諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切妥当な結論を得ることができました。衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年も残すところ 10 日あまりです。インフルエンザが過去 10 年間で最速のペースと報道されております。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意され、ご家族で新しい年を迎え、そして素晴らしい 1 年になりますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。本日はどうもご苦労さまでした。

(本会議閉会宣告 15 時 59 分)